

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第14回

開催年月日 令和5年3月16日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	今後の審議会の運営について
公益代表	4名	2	その他
労働者代表	5名		
使用者代表	3名		

次回本審開催予定日 令和5年5月下旬

[開会] 午前8時57分

会長 ただ今から、第53期第14回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は、大井委員、中澤委員、白山委員から欠席の連絡をいただいています。

したがいまして、公益委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員3名、委員合計12名の出席していただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長 最初に、特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認についてです。
それでは、事務局から、局長に提出されている意向表明の状況を報告願います。

賃金室長 令和5年度における特定最低賃金の金額改正について、2件の意向表明がなされております。

お手元の資料の2ページをご覧ください。

1件目は、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金について、2023年2月13日付けで電機連合高知地域協議会の竹筒平事務局長から金額改正を申し入れる意向表明がなされております。

次に3ページをご覧ください。

2件目は、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金について、2023年3月1日付けで運輸労連四国地連高知県協議会の程岡議長から金額改正を申し入れる意向表明がなされております。

意向表明時点で関係労使が合意した最下限の協約額は一般貨物が時間額950円となっており、この金額が改定の上限額となります。

意向表明の状況は以上でございます。

会 長 事務局の説明のとおり、令和5年度の特定最低賃金の金額改正については、2件の意向表明がなされております。

この件につきまして労働者側から説明があればお願いします。

程岡委員 運輸労連高知県協議会で議長をしております程岡です。

現在の状況を資料に記載しております。

補足するのであれば、我々運輸関係で働いている者は、2024年から労働時間の上限規則が施行され、運転手の収入が減ることが予想されます。

ドライバー不足に加えて、特定最賃が設定されている大型運転手は、時間額910円で、地域別最賃との差額で運送先での生活費を賄っていましたが、地域別最賃が853円に上がってきており、それも限界にきています。

現在運送会社数は増えてきてはいますが、それは、他県の業者が増えているもので、高知県の業者はドライバー不足の状況にあります。高知県の運送業を盛り立てるために、どうしても特定最賃を上げていき、ドライバーが入りやすい環境を整備するという意味もあり、何としても金額審議に入りたいと思います。

市川委員 電子デバイスはここ3年くらい、金額審議に入っていないと思います。

一般貨物は十数年改正されていない状態です。

我々はそれが本意でして、先ほど程岡委員からもお話がありましたけれども、諸般の状況を見て、特定最賃の趣旨、目的を踏まえて、今年は是非とも金額審議に入りたいと思います。

会 長 ここまでの内容について、ご質問等があれば、お伺いしたいと思います
が、どうでしょうか。

意見なし

会 長 それでは、事務局から、特定最低賃金の金額改正等の今後の手続きの説明

をお願いします。

賃金室長 令和5年度の特定最低賃金につきましては、例年と同様におおむね7月末までに金額改正の申出を行っていただきたいと思います。

申出がなされた場合には、事務局において受理審査を行った上で、本審において、改正の必要性の有無についての審議をしていただくようお願いし、必要性ありとの答申をいただいた場合には、続いて金額改正についての調査審議をお願いすることとなります。

これらの審議の日程につきましては、高知県最低賃金の調査審議と併せて、改めて日程の調整をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

会 長 次に、特定最賃の改正等に関する申出に係る適用事業所数・適用労働者数の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 電子の適用事業所数・適用労働者数について説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。

この適用事業所数・適用労働者数の母集団は、令和2年次フレーム、平成28年経済センサスに対して令和2年までの情報を更新したものを使用しております。

項目1の事業所数及び労働者数ですが、センサスによれば、適用される産業分類の、E28電子部品・デバイス・電子回路製造業、E296電子応用装置製造業、E302映像・音響機械器具製造業の合計は、事業所数は13事業所、雇用者数では412人です。

そして、センサス調査以降の異動による増減は、項目2の中ほどにマイナスの数字で記載してあります。

異動数の合計は、適用事業所数：7事業所減、適用労働者数：51人増となっております。

最終的に適用事業所数は、基となる13事業所から7事業所を引いて、6事業所となります。

同様に、適用労働者数は、基となる412人に51人を足して、463人となります。

電子の場合、センサス調査以降の異動者数は、昨年12月時点の労働者数

を電話聴取した結果により算出しております。適用労働者数は、前年の449人から14人増えております。

電子については、この数値をもってご承認をいただきたいと考えています。

続きまして、5ページをご覧ください。

一般貨物自動車運送業ですが、電子と同じく、平成28年経済センサスに対して令和2年までの情報を更新したものを使用しています。

直近の平成28年のセンサスの数値で、H441一般貨物自動車運送業は、事業所数が281事業所、雇用者数が4,882人となっています。

項目2で、大型貨物自動車運転者数及び適用労働者数を算出しています。

令和4年に実施した「最低賃金に関する基礎調査結果」による大型貨物自動車運転者比率49.04%を雇用者数4,882人にかけて算出した2,329人から、同じく基礎調査結果による大型貨物自動車に占める最低賃金適用除外労働者比率22.24%を用いて算出した適用除外労働者数532人を差し引いた1,862人が推計値となります。

なお、大型貨物自動車運転者比率と最低賃金適用除外労働者比率の算出法は、項目2の表の下に記載しているとおりです。

適用労働者数は、前年の2,031人から169人減っています。

一般貨物については、この数値をもってご承認をいただきたいと考えています。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

会 長 次にJAL闘争支援・最賃1,500円実現四国キャラバン実行委員会及び高知県労働組合連合会からの要請について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 6ページをご覧ください。

昨年12月23日にJAL闘争支援・最賃1,500円実現四国キャラバン実行委員会から「2022最低賃金の再引き上げ」に関する申し入れが行われました。

次に7ページをご覧ください。

本年2月13日に高知県労働組合連合会から「最低賃金再改定のため最低賃金審議会へ諮問することを求める要請」が行われております。

いずれも昨年の夏前から以降の物価上昇を考慮して再度最低賃金審議会の開催するように求めるものでした。

会 長 ただ今の説明についてご意見や質問等はございませんか。

意見なし

会 長 次に、令和5年2月末までの業務改善助成金の周知状況などについて事務局から説明をお願いします。

賃金室長 別冊資料1をご覧ください。
業務改善助成金について、2月末時点で41件の申請がありまして、38件の支給決定ができそうな状況でございます。
令和3年度は14件の支給決定でしたので、3倍に近い状況です。
また、本年度においては、資料1ページからの高知県版のリーフレットとともに、業種別に助成対象になる設備投資例を見やすく挿入した形で作成しています。
申請件数の増加については、このリーフレットをいろいろな団体にお持ちして、広報を図ってきた結果と考えております。
来年度新しい業務改善助成金の内容が分かり次第、このリーフレットも変更していき、周知に努めたいと考えております。

会 長 ただ今の説明についてご意見や質問等はございませんか。

意見なし

会 長 各業界向けというのがとても面白いと思いました。

会 長 今年度の最後の審議会となりますので、来年度に向けて、事務局に提案、ご要望などがございましたら、発言をいただけたらと思います。

意見なし

会 長 それでは最後に、次回本審の公開・非公開について、お諮りしたいと思います。
 次回の審議内容は、令和5年度の審議運営等が主な議題となります。
 特に非公開とする理由はありませんので、公開にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局には、公開することへの対応をお願いします。
ます。

 本日予定した議題は、これをもってすべて終了しましたが、ほかに何かございませんでしょうか。

意見なし

会 長 それでは、本審議会は、今年度の最後となりますので、中村局長からご挨拶をいただきたいと思います。

局 長 本日の審議をもちまして、令和4年度の高知地方最低賃金審議会は、最後となります。

 近藤会長並びに、地域最賃専門部会の西森部会長を始め、公労使それぞれの委員の皆様方には、本年度の高知県最低賃金の改正や特定最低賃金の改正の必要性等につきまして、ご熱心にご審議をいただいたことを感謝申し上げます。

 本年度のご審議を振り返ってみますと、コロナの感染の拡大や、物価や燃料価格の上昇などにより、厳しい状況の中で、慎重かつ丁寧にご審議いただいたところでございます。

 高知県の最低賃金につきましては、ご尽力を賜って、「33円引き上げ、時間額853円」という答申をいただきました。

 答申をいただく際には、多くの報道機関からの取材があり、非常に注目されたところでございます。

 この答申後、異議の申し立て、その他所要の手続きを経て、令和4年10月9日に効力発生となっております。

 次に、特定最賃の審議では、県内の電子産業が置かれた厳しい経済状況の中で、参考人を招致して、改正の必要性についてご審議をいただいたところでございます。

 高知県内の経済情勢は物価高などにより、引き続き厳しい状況でありますけれども、当局といたしましては、最低賃金の周知や履行確保のための指導、さらには中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援である業務改善助成金について一層積極的に周知と利用勧奨を行ってまいりたいと考えております。

 今後とも委員の皆様には、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様方の高知地方最低賃金審議会におけるご尽力に改めて心から感謝を申し上げます。

一年間、ありがとうございました。

会 長

最後に、私からも一言申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、最近のこの情勢においてそれぞれ主張がある中で、相互に歩み寄りながら、円滑な審議をしていただきまして、ありがとうございました。深く感謝を申し上げます。

それでは、本日の審議としましては、これをもって閉会とします。

[閉会] 午前9時17分